ニ　医薬品の保管、販売その他医薬品の管理に関する業務が適切に行われ、かつ、第百四条の二に規定する店舗販売業者の義務が履行されるために必要な措置

ホ　イからニまでに掲げるもののほか、前号に規定する体制を実効的に機能させるために必要な措置

（店舗における掲示）

第百六条　法第二十九条の四の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、動物用医薬品特例店舗販売業者にあっては、第一号、第二号、第六号及び第七号に掲げる事項とする。

一～七　（略）

（配置販売業の業務を行う体制）

第百七条　法第三十条第三項の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二　（略）

２　（略）

（準用）

第百八条の二　配置販売業者については、第百二条、第百二条の二（第一項第二号を除く。）、第百二条の三、第百四条、第百四条の二、第百四条の四、第百四条の六（第三項を除く。）及び第百五条から第百五条の三までの規定を準用する。

２　前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第百二条	（略）	（略）
第百二条の二の見出し	店舗管理者	区域管理者
第百二条の二第一項	法第二十九条第三項の	法第三十一条の三第三項の
	店舗管理者	区域管理者
	店舗の	区域の
	法第二十九条の三第一項第一号	法第三十一条の五第一項第一号
	第百四条第二項	第百八条の二第一項において準用する第百四条第二項
第百二条の二第二項	法第二十九条第三項	法第三十一条の三第三項
	店舗管理者	区域管理者
	店舗に勤務する薬剤師、登録販売者	業務に関し配置員
	その店舗の構造設備及び医薬品	医薬品

（店舗における掲示）

第百六条　法第二十九条の三の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、動物用医薬品特例店舗販売業者にあっては、第一号、第二号及び第五号から第七号までに掲げる事項とする。

一～七　（略）

（配置販売業の業務を行う体制）

第百七条　法第三十条第二項第一号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二　（略）

２　（略）

（準用）

第百八条の二　配置販売業者については、第百二条、第百二条の二、第百四条、第百四条の二、第百四条の四、第百四条の六（第三項を除く。）、第百五条及び第百五条の二の規定を準用する。

２　前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第百二条	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）